

平成30年12月5日（水）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において15番 中本君、16番 岡本君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡 弘悟君）日程第2 一般質問を行います。

順番14、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さま、おはようございます。

一般質問3日目のトップバッターでございます。先日の最終登壇者になるのではないかと、ちょっとドキドキしましたけれども、一番最後となりました。本日もしっかりと質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回も、「人に、景気に、まちの未来にまっすぐ」という私のモットーのもと、進めさせていただきます。

1項目めに、人にまっすぐということで、

福祉防災備品の備蓄についてであります。

政府組織の地震調査委員会が2017年1月1日を起点とした最新の予測によると、日本で起きる可能性のある地震の発生確率は、静岡県駿河湾から四国沖に連なる南海トラフでマグニチュード8から9クラスの巨大地震が発生する確率を、10年以内に20%から30%、50年以内では90%程度かそれ以上と予測しています。

東海・東南海・南海地震は過去の地震記録等によると、これら3つの地震は将来連動して発生する可能性も高いと言われております。一定の周期で繰り返す地震の場合、想定した地震が起きない期間が長くなると発生確率は増加していき、昨年の発表では20%だった確率が1年の違いで大きく跳ね上がっております。

それと、本市には東西を横断する中央構造線断層帯があり、中部圏・近畿圏直下地震が今後30年の間に発生する可能性は、我が国の主な活断層の中では高いグループに属しています。海溝型と比べて活断層で起きる地震は数千年と発生間隔が長いと言われておりますが、一たび起これば推定される被害は甚大であります。

本市では災害用備蓄食糧物資整備計画を作成し、有事の際、市民の生命をつなぐべく非常用品を備蓄していただいております。

そこで、お伺いいたします。

備蓄計画における現在の備蓄状況について。

避難所にはさまざまな方が避難されて来られます。障がいを持たれている方も避難されますが、福祉防災備品の備蓄状況について、お聞かせください。

2項目めに、景気にまっすぐということで、本市の農林振興についてであります。

和歌山県社会経済研究所によると、和歌山県における耕作放棄地問題の特徴として、和歌山県は果樹園芸県であり、中でも中山間地の傾斜地を利用した果樹栽培は全国一、二の産出額がある。しかしながら、高齢化の進行や農作物の価格低迷により、県内の農業産出額は1991年の1,737億円をピークに、2008年では1,079億円まで減少している。産出額の60%が果樹、次いで16%が野菜、8%が米となっています。

耕作放棄地は果樹栽培の多い中山間地域を中心に年々増加傾向にあり、本市でも少子高齢化による後継者不足が深刻な問題となっています。平成27年12月議会で農林振興について質問してから3年が経過しました。質問した耕作放棄地対策について、お伺いいたします。

耕作放棄地の現状について、毎年実施されている農地利用状況調査の結果について。

耕作放棄地対策について、前回質問時からの進捗状況や改善等はどうですか。

3項目めに、まちの未来にまっすぐということで、名古屋教育集会所の運営についてであります。

名古屋教育集会所は平成3年、旧高野口町により建設され、鉄筋コンクリート造の2階建て、屋根の部分は特殊な形状をしており、建設時より27年が経過しています。事業として、住民の生活の向上や青少年の健全育成等の事業をされていましたが、旧橋本市との合併以前より、高野口地域の子どもから年配の方まで、あらゆる世代の文化・スポーツ活動の場として利用され、現在に至っています。

公共施設等総合管理計画の個別方針では地元区に移譲となっていますが、鉄筋コンクリート造の構造が特殊で、維持管理や今後考えられる老朽化時の解体費用、また、高齢化が顕著に見られる中での地元区への移譲につい

ては、大変困難と考えられます。

現在の高野口公民館の利用状況を考慮し、高野口公民館の別館として転用していくことが市民の利便性の観点からも妥当と考えるが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君の質問項目1、福祉防災備品の備蓄に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（吉本孝久君）登壇〕

○危機管理監（吉本孝久君）福祉防災備品の備蓄についてお答えします。

まず、備蓄食糧、備蓄水については、平成24年度から10年計画で進めていきましたが、平成28年4月発生の熊本地震に起因し本市の整備計画見直しを行い、2026年度までに備蓄品の目標数を達成すべく計画的に進めています。

また、毛布、エアマットや歯ブラシ、おむつ等の衛生日用品についても、備蓄食糧と同様に年次計画を持って備蓄を進めています。ただし、この備蓄品の中には消費期限を定められたもの、例えば、備蓄食糧、水や歯ブラシ等も多く存在しており、この更新も年次計画とあわせて進めている状況です。

次に、福祉防災備品についてですが、福祉防災備品には、高齢者用、障がい者用と多種多様な備品が製品紹介されています。例えば、紙おむつ、車椅子、車椅子専用トイレ、つえや、どのような援助が必要かを示し、支援を得やすくするヘルプマーク防災備蓄ベスト等、たくさんの備品が存在します。また、これら以外にも要支援者の状況により、あらゆる支援が考えられ、必要とする備品も多くあります。

現在、本市においては、考慮できる福祉防

災備品の中で、大人用紙おむつは備蓄していますが、これ以外の車椅子や車椅子専用仮設トイレ等の整備は進んでいないのが現状です。少子高齢化等の社会状況や要支援者の増加を考慮すると、福祉防災備品の備蓄の必要性は今後の課題の一つとして認識をしています。

しかし、防災備蓄品の整備については、まず、防災備蓄品整備計画に基づき備蓄を進め、整備完了後、車椅子等の福祉防災備品の整備を行いたいと考えていますが、利用者が限定されるなど特殊な福祉防災備品については、個人で用意していただくようお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）危機管理監、ありがとうございます。

年次計画のほうも案としていただいております。平成38年度までに備蓄品の目標達成数に向けて、今、計画を進めていただいているというご答弁でございました。

その年次計画にもありますように、それ以降、38年度以降については、消費期限が定められたものについては入れ替えて購入していくというふうなことも伺っております。これについてはまたしっかりと計画性を持って行っていただきたいと思っております。

それと、福祉防災備品についてでありますけれども、想定される備品なんかも数多くあるよというふうなお話だったんですけど、その辺は備蓄の必要性についても今後の課題として認識していただいているということも理解させていただきました。

その中でやっぱり、まずは、今、防災備蓄整備計画に基づいての整備を進めて、整備完了後に車椅子なんかの福祉防災備品の整備を行っていければということのご答弁をいただ

きました。

しかしながら、避難所には、壇上でもお話しさせていただいたように、さまざまな障がいのある方が避難されることが一応想定されるんですけども、その中で福祉防災備品、今、ご答弁いただいた以外にも個別対応が必要なものもあります。その辺も行政のほうで対応するというのは難しいというふうなお話も今いただいた中なんですけれども、しかしながら、排せつとか食事に関するものというのは、やっぱり生命の維持には欠かせないのでありますので、その辺はしっかりと必要に応じて備蓄していく必要があるのではないのかなというふうに考えるわけであります。

そこで、一つご提案させていただきたいんですけれども、10月の新聞に掲載されておりました、県下初で御坊市で行っている取り組みなんですけれども、オストメイトの方が使用する装具、パウチというような言い方をするんですけど、備蓄のための保管場所を提供していきますよというふうな新聞掲載が載ってございまして、御坊市は災害に備えて避難所の防災倉庫の一部をオストメイトが使う装具の備蓄保管場所として提供すると。11月末にも始める予定ですと。県内初の取り組みで、15日に市役所説明会を開くというふうな新聞の記事が載ってございました。

その中で、パウチというカストーマ、我々はパウチと言うんですけど、私も福祉施設で業務をしていた頃に、オストメイトの方の排せつの補助的な介助というのもさせてもらったことがございまして、この1冊あるんですけど、その中にいろいろ種類は載ってございます。

そのパウチというものの、袋なんですけど、個人でしっかりと合ったものを使用しないと、尿もれであったりとか不衛生になるということがございます。直接、肌に張るタイプであ

ったりとか、台座を張ってそこにはめ込む形であるとか、その人工肛門の大きさなんかでも口径も多種多様ありますので、しっかりとやっぱり本人用の装具でないと、本人が大変な不安を抱くようなことになるということでございまして、その辺からも御坊市のほうでは、備蓄の保管場所を提供するというような取り組みを今してございますので、なかなか、ほかに行政で備蓄しているというようなところもあるんですけども、やっぱり本人のものでないとしっかりとした排せつの介助が行えないということでございますので、この取り組みというのが行政自身が準備するというようなご提案でなくて、オストメイトの方が今現在使用しておられます本人用の装具、それを防災倉庫の中にちょっと保管場所を提供していただくということでもありますので、そういった取り組みというのを本市でもちょっと行ってもらえないかという提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）ストーマパウチの各避難所への備蓄につきましては場所もとらないということから、ボックスを用意することにより、個人の責任におきましてこの中に保管をしていただくのであれば、備蓄倉庫の一角を使用していただくことは問題ないというふうに考えられます。

防災倉庫内は温度が高くなることも考えられるため、個人が責任を持って、備蓄している製品の使用可能状態や耐久性を管理していただくことも必要になります。さらに、この製品は個人によって細部で異なることから、製品を保管希望者個人で用意していただき、市としましてはボックスと場所の提供というふうになると考えられます。

この提供をさせていただくには、まず、一人ひとりと管理等に関する協定書を締結する

ことが困難と考えられます。例えば、オストメイト協会等と細部にわたる協定書を締結し、保管希望者からの申請書の提出により保管を行うことが適切であると考えられます。

今後、協会等から保管の要望がございましたら、先進的に取り組まれている自治体の事例を参考にしながら協議を重ね、協議が整えば保管場所の提供も考えたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）危機管理監、ありがとうございます。

日本オストミー協会の要望があれば、先進的に取り組んでいるところを参考にしながら保管場所を提供していただけるというふうなことかなというふうに思うんですけど、そんな中で、日本オストミー協会なんですけど、御坊市のほうでも取り組みをさせていただいているんですけど、日本オストミー協会の和歌山県支部の支部長という方とお話をさせていただき機会がございまして、たまたまSNSでつながっておりまして、この取り組みについて調べさせていただくと、その方がその支部長であったということから、直接お話をさせていただきました。

そんな中で、そのホームページなんかも参考にしてくださいねということでお話もしていただいたんですけど、やっぱり災害はいつどこで起こるかわからないというところからも、ご自身でリュック等にも準備をしているという中でありますけども、なかなか持ち出せなかったらというふうな不安がやっぱり大きなところであるということでございます。

それと、そのホームページにも載っておりますように、行政で準備しているというところもございまして、そういったところでは毎年廃棄しないといけないというふうなコスト面もございまして、今このご提案は、本人が使っているそういうストーマ、装

具、パウチを、場所をお借りして、そういうオストメイトの方が不安なく災害時にでも安心して避難場所に行けるといふうな、備えあれば憂いなしといふことでございますので、その辺はまたしっかりと、協会のほうからのご依頼があれば対応していただきたいと思っております。その辺はよろしく願いしておきます。

それと、もう一点なんですけれども、排せつ、食事という点からもう一点、再質問をさせていただきたいんですけど、障がいを持たれている方で、口から食事なんかをとられない方がPEGの手術を受けられて胃ろうを造設されるわけなんですけど、経管栄養で栄養剤を摂取しておられるんですけども、本市にも小さなお子さんから高齢者の方まで、胃ろうを造設されている人がおられる中で、そんな方も避難所に避難されるのかなといふふうにも想定された中で、やっぱり、先ほども言いましたように、排せつ、食事というのは生命を維持していくには大切なことでございますので、そういうところから、避難をされたときに二、三日の経管栄養剤の備蓄というのはできないのかなといふふうに少し疑問に思ってお尋ねするんですけども、以前の経管栄養剤といいますと、ちょっと見ていただいて、以前はこういうふうな点滴のような形で、直接、胃にカテーテルを通して上から点滴のように栄養剤を胃に入れて、約1時間から1時間半かけて経管栄養剤を流して摂取するというものでありましたけれども、近年は半固形流動食、ちょっと商品名も載っていますけど、こういうパック、ゼリー状のパックを経管栄養剤のカテーテルにつなぎまして、数十秒かけて握って摂取するといふふうに変ってきております。

以前ですと、そういうボトルが必要であったりとか、それを溶くにはどないするんよといふふうな大変なところもあったんですけど、

近年はこういう形でパックの形の栄養剤に変ってきておりますので、先ほどと同じように、場所もとらないということからも考えまして、先ほどのパウチのように保管場所の提供ということも少し考えていただけないかなといふふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）ただ今の胃ろう食、経管栄養剤の保存期間につきましては、製品にもよりますが、25℃プラスマイナス2℃の状態であれば8カ月から1年程度の保存が可能であるといふことでございます。しかし、高温の保存の場合は3カ月と短く、拠点避難所にある防災倉庫での保管となりますと非常に高温となるため保存場所には適さないことから、対応は困難であります。原則、個人での備蓄、保管をお願いしたいといふふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）倉庫の場合は、先ほど危機管理監もおっしゃったように高温になりますので、今おっしゃっていただいたように、高温の保存期間は3カ月ということになりますと、年4回の入れ替えが必要になるかなといふふうなお話なんですけれども、経管の栄養剤というのは常温保存できるんですけど、高温になるのは適さない、30℃前後の常温で製造日から8カ月から1年間、保存が可能なのわけなんですけど、やっぱり食事でありますので、製品の衛生面といふところでもしっかりと管理もしていかないといけないので難しいところなんですけど、高温でなければ、そうしたら可能であるのかといふふうなところから、例えば、福祉センターであったりとか、避難所に今後なる公民館なんかに避難するといふふうに想定したときに、高温にならない場所とか冷暗所であったりとか、ちょっと

そういう涼しいところに保管といったことについては、再度検討していただけたらと考えられますけども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）経管栄養剤の保管につきましては、市の施設では温度管理が十分でなく、適切な状態での備蓄、保管は難しいと思われまます。幼児の場合は処方箋が必要な場合もあり、高齢者の場合も、他市の避難所ガイダンス等を見ても、胃ろうの方の避難時には家庭で使っている器具、栄養剤等を所持しての避難となっておりますので、保管は難しいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）温度管理のほうも管理が大変でありますので、そのあたり難しいなというふうにも考えるのは理解できるんですけど、今、言っていただいたように、他市のガイダンス等でも家庭で使用しておられる本人のものを所持して避難していただくというふうなお話でありました。

それが困難な場合も想定しての問いかけでありますけれども、何分、経管栄養剤といっても食事でありますので、体内に入るものであるので、やっぱりその辺、管理というところも難しいのかなというふうに思います。

常温で保存できるものでありますけれども、なかなか品質の保証というところでも、置いていく以上は本人管理をお願いしますねということであってでも、やっぱり何らかの責任なんかも問われるというふうなこともありますので、その辺、食事というのは大切な生命の源でありますので、今後、経管栄養剤の改良というか、備蓄用にそういうふうに改良されるようなことがあって、そういう形で防災倉庫にも置けるよというふうなことにもしなるようなことがあれば、またそういう形での市での対応というのもお願いしたいと思うん

ですけど、その辺はいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）基本的に、備蓄用の食糧とかそういうふうな場合であれば考慮はできるんですが、現在の状況であれば温度管理もできておりませんので、現状では困難というふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）わかりました。現時点では無理であるということは理解しましたので、その辺、また今後、食事という一つの観点からも、今後の検討課題にさせていただけたらと思いますので、その辺はよろしくお願い申し上げます、1項目めは終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、農林振興に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（笠原英治君）登壇〕

○経済推進部長（笠原英治君）本市の農林振興についてお答えします。

農地利用状況調査は、農地法第30条の規定により、農業委員会が毎年1回、市内にある農地の利用状況について調査を行うものであり、市農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地に赴き、耕作状況等について1筆ごとに確認しています。

さらに、当該調査により、現に工作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地等については、農地法第32条の規定により、その農地の農業場の利用意向について、所有者、耕作者等に確認することになっています。

つまり、耕作放棄された農地は、5年に1回実施される国の統計である農林業センサスによらずとも、毎年調査で把握することができます。

さて、一点目の耕作放棄地の現状ですが、平成29年度に実施された農地利用状況調査に

よる耕作放棄地面積は289haであり、調査のうち全体に占める割合は16.9%となっており、前回質問いただいた平成27年度の調査に比べ5.5ha、比率にして1.9ポイント減少したものの、開発による農地転用等、不可抗力による減少要因も多く、決して楽観視できない状況となっています。

次に、二点目の耕作放棄地対策の進捗状況等についてですが、前回質問時の対策案として、①農地調査や所有者等への意向調査により耕作放棄地の現状を把握し、JA等関係機関と連携をとりながら解消に向けた取り組みを行う、②国庫補助金を活用し、耕作放棄地を優良農地へ再生する、③国の制度を活用し、新たな担い手を確保する、の三点を提案させていただきました。

一つ目の進捗状況ですが、和歌山県農地中間管理機構と農地調査や意向調査結果の情報を共有した上で、月1回、県、市、JAとの間で農地と耕作者のマッチング会議を実施することで、直接的な働きかけと情報共有により、農地の流動化を図っています。

この結果、和歌山県農地中間管理機構を通じた農地貸し借り面積は、平成27年度には年間0.8haであったものが平成29年度の年間実績は4.5haと着実に伸びており、関係機関が連携した取り組みは耕作放棄地の発生防止に寄与していると言えます。

次に、二つ目の、国庫補助事業を活用した耕作放棄地の解消ですが、この3年間で移行はあったものの実施まで至った案件はありませんでした。実施に至らなかった理由としては補助要件に合致しなかったことが挙げられますが、流竹木を重機で刈り払うなど、そもそも手間のかかる耕作放棄地を解消しようとする積極的な事業者がほとんどなかったことが一番の要因です。

三つ目の、新たな人材の確保については、

国の交付金を受給する新規就農者が、平成26年度末には3名だったものが平成30年11月末時点で13名と、実に4倍の若い農業者が新たに誕生しており、県、市、JAとの情報共有に加え、就農準備体制が構築された結果であると分析できます。

以上のことを総括しますと、耕作放棄地対策は、関係機関が連携した地道な取り組みにより確実に成果につながることがわかりました。また、一旦、耕作放棄地になってしまうと解消には多大な労力と時間と経費がかかることから、放置期間が長いほど新たな借り受け意向が得にくく、さらに放棄されてしまうこともわかっています。

このことから、既に放棄された農地を解消する取り組みとしては、国庫補助事業等の活用により解消意向のある農業者への支援を緩めず、一方で、放棄地になる前に早期に新たな耕作者を確保することが重要であると考えます。

しかしながら、急速に進む少子高齢化等の影響による後継者不足から、今後、耕作放棄地の発生は急激に進むことが懸念され、地道な取り組みだけでは対応できないと予想されます。

このことから、本市としましては、農産物の産地化等による所得の向上を図るなど、農業者の就農意欲をかき立てるような、対極を捉えた施策を積極的に実施していく必要があると考えています。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。

平成27年12月議会に質問させていただいてから3年が経過いたしましたので、対策案というのを三つ提示させていただいておりました。そ

れで、その対処としましては、耕作放棄地の現状をしっかりと把握して、解消に向けた取り組みについてということで、農地と耕作者のマッチングをしっかりとさせていただいております。それと、国庫補助金を活用して優良農地への再生ということについては、この3年間で、意向はあったが実施に至らなかったというふうなことでございますし、流竹木を重機で刈り払うなどの手間のかかる耕作放棄地を解消しようとするような、そういう事業者がいなかったということでございます。

それと、国の制度を活用した新たな担い手の確保についてですけれども、新規就農者が平成26年度に3名であったものが、この平成30年11月末時点では13名と約4倍となっておりますので、しっかりと地道な取り組みの成果であると、やっていただいているのであるなというふうにも感謝しております。

それとですけれども、これからの課題というのもしっかりと把握していただいているなというふうにも、ご答弁の中からも感じました。しかしながら、今後さらに生産者の高齢化という中で、しっかりと本市でも農業従事者に対してのアンテナというのを高くしていただきまして、関係機関とも連携して、耕作放棄地となる前に新たなマッチングによる新規就農の支援というのをしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。そういうことで、新たな耕作放棄地の増加というものも防げると思いますので、その辺もしっかりとよろしくをお願いします。

それと、耕作放棄地の解消についてですけれども、一度荒れてしまった果樹園や畑というのも再生するには大変な労力を必要とします。私も以前、もう3年前ですか、耕作放棄地の再生事業というのをさせていただきましたけども、なかなか重機を入れて根株を取って畑に再生するというのはかなりの労力も要

りましたので、その辺もしっかりと自分自身も体験した中でですけれども、荒れてしまったものはやむを得るところですので、この辺も、でも、地道な活動であります。その辺も新規就農でやってあげようよというふうな人がいれば、そういう国の補助事業なんかも活用しながら、しっかりと再生についても行っていただきたいなというふうに思います。

今、先ほどからも三つの提案と対策についてもしっかりとやっていただいているということでございますので、再質問は特にないんですけれども、今までのこの三つの対策についてですけれども、今後も緩めることなく、しっかりと行っていただいて、耕作放棄地を増やさない、マッチング事業、新規就農者にもしっかりと声をかける、それと、耕作放棄地の解消、そういったところも推進もしっかりと今後お願いしたいなというふうに思います。

その辺も、今、しっかりとやっていただいておりますので、継続してお願いをするということで、2項目めを終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、済名古屋曾教育集会所の運営に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（曾和信介君）登壇〕

○教育部長（曾和信介君）名古屋曾教育集会所の運営についてお答えします。

名古屋曾教育集会所は平成3年度に、住民の生活文化の向上と青少年の健全育成を図るとともに、交流の場として旧高野口町により設置され、事業が行われてきました。

その後、補助事業の終了により教育集会所の主催事業が終了し、平成18年3月の旧橋本市・旧高野口町の合併の段階では、地域の団体やサークル等への貸し出しが専らで、平成

29年度の利用状況としては、19団体で延べ人数は7,263人となっています。また、当館を利用している19団体のうち14団体は平成18年の市町合併以前からの利用団体となっています。

平成29年2月に策定された本市の公共施設等総合管理計画の個別方針においては、議員ご指摘のように、本施設は移譲との判断がなされていますので、地域の集会やサークル活動でもご利用いただいております地元地区へ管理運営をお願いできないかと打診しているところです。

現時点では、地元地区として受け入れが困難であると聞いておりますが、今後も粘り強く地元地区と協議をしていきたいと考えています。

また、議員おただしの高野口地区公民館の別館として名古屋教育集会所を利用することについては、名古屋教育集会所利用団体の7割が地元地区の団体であり、地元の集会所として利用していただくのが最もよいと考えており、旧高野口地区全体をエリアとする高野口地区公民館としての利用は難しいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）今、公共施設等管理総合計画において地元区に移譲となっている集会所を高野口公民館の別館にということでご提案をさせていただいておりますけれども、その辺、厳しいご答弁であるということも理解しております。

一つ言いたいというか、ご答弁において、この名古屋教育集会所の利用団体の7割が地元地区の団体であるというふうなご説明もいただいたわけですが、旧高野口町の地区全体を見渡すと、文化活動だったりとかサークル活動をされている団体というのはかな

り多いなというふうに私自身も感じております。そんな中で、各団体が定期的に高野口公民館なんかも借りるわけですが、定期的に場所を押さえたりということでもありますので、誰しも新しい公民館を借りたいなというところであってでも、定期的に借りられている中で、新規で借りられるというのなかなか難しいというところから、この近くでお借りできる場所はないのかなとなったときに、この名古屋教育集会所を利用されているという点において、そういったところから、この7割が地元地区の団体ということが言えるんじゃないのかなというふうに思うんです。

その理由からも、この7割が地元の団体であるので地元に移譲してはというふうにおっしゃられたのが、ちょっとニュアンス的に、自分的にも違うのではないのかなというふうに、一点つけ加えさせていただいております。

まず、公民館エリアの人口というのもいただきまして、現時点でエリアが決まっていないみゆき台、さつき台、紀ノ光台を除いた市内8箇所のエリア人口なんですけれども、橋本公民館で6,736人、山田公民館で5,559人、紀見北公民館9,357人、紀見公民館で1万1,407人、隅田公民館8,959人、恋野公民館1,552人、学文路公民館4,385人、高野口公民館で1万3,077人が一応このエリア人口となっております。

公民館の規模なんかもあると思うんですけれども、今、数字であらわさせていただいたように、高野口公民館のエリア人口というのはかなり多くて、公民館をお借りできないというふうな団体も数多くおる中で、この名古屋教育集会所がそういった団体の受け皿になっているというのがよくわかるのではないのかなというふうに思うんです。

そういった中で、先ほども壇上で答弁いただきましたように、平成29年度の名古屋教育

集会所の利用状況は19団体で延べ7,263人ということでございました。この平成30年度の利用状況で、10月末までで3,559人。1年を通して昨年度でも7,200人の方が名古屋教育集会所を利用されております。

そんな中で、名古屋文化センターのほうも手狭なところもありまして、文化センターからの利用なんかもあって、7,263人の利用の集会所となっておりますわけなんですけれども、そういった受け皿というところもしっかり理解した中で、移譲というのもわかるんですけど、高野口公民館の別館のような役割で使用されている集会所であるのがよくわかっていただけだと思うんですけど、その辺については、部長、ご理解いただいておりますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君） 教育部長。

○教育部長（曾和信介君） 非常に、高野口地域でたくさんの方がサークル等、それから文化活動に取り組んでいただいておりますということは十分承知しております、たくさんの方が利用していただいているということについては認識しております。

○議長（岡 弘悟君） 16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君） その辺のところもしっかりと、もう部長も理解していただいているということでございますけれども、何分、公共施設等管理総合計画の中でこの名古屋教育集会所というのは地元区に移譲というふうになっている集会所であります。

そんな中で、壇上でもご答弁いただいたように、地元区としてもやっぱり維持管理を今

後考えますと、地域の高齢化率なんかも増加している中で、なかなか移譲ということも受け入れが困難な状況であるというふうな地元の声もよく聞くわけでございます。

教育委員会としても、今後、粘り強く地元と協議をしていくよというふうなことでございましたけれども、私の不安としては、これが話が平行線となった場合に、現状、公民館の受け皿になっているようなこの教育集会所は今後どうなっていくのかというのが少し不安なところであるわけなんですけれども、なかなか、移譲となっておりますので、その辺も強く声を上げるのも難しいところでございますので、現状として、今後、粘り強く協議していくということでございますので、地元の地区であったりとか、今利用されている各文化団体とかサークル団体ともしっかりと対話をしていただいて、今後はどうしていくかということをお話ししていただく以外にないのかなというふうに思いますので、その辺のところもしっかりと対応していただくということを要望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君） 16番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時14分 休憩）